



2022年4月15日

各 位

会 社 名 株式会社サンエー
代 表 者 名 代表取締役社長 上地 哲誠
(コード：2659、東証プライム)
問 合 せ 先 経営企画部長兼財務部長 玉寄 雅人
(TEL. 098-898-2230)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年5月26日開催予定の定時株主総会にて下記のとおり、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条(電子提供措置等)第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条(電子提供措置等)第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は、不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催予定日 2022年5月26日(木曜日)
- (2) 定款変更の効力発生日 2022年5月26日(木曜日)

以上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="199 327 766 398"><u>第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p data-bbox="199 416 766 712"><u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="435 728 539 757">(新 設)</p> <p data-bbox="188 1133 244 1162">附則</p> <p data-bbox="199 1178 774 1249"><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）（条文省略）</u></p> <p data-bbox="435 1355 539 1384">(新 設)</p>	<p data-bbox="1061 327 1165 356">(削 除)</p> <p data-bbox="826 728 1145 757"><u>第14条（電子提供措置等）</u></p> <p data-bbox="853 775 1396 893"><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="826 911 1396 1117"><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="815 1133 871 1162">附則</p> <p data-bbox="815 1178 1401 1249"><u>第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）（現行どおり）</u></p> <p data-bbox="815 1267 1401 1339"><u>第2条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u></p> <p data-bbox="842 1357 1401 1520"><u>定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="815 1538 1401 1744"><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="815 1762 1401 1924"><u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>